

新型コロナウイルス対策（赤道ギニア：一時的な制限措置の延長：2月15日まで）

1月16日、赤道ギニア政府は、年末年始の一時的な制限措置の強化に関する大統領令（2020年12月21日付）の措置内容を、2月15日まで延長する旨発表しました。

同大統領令の措置内容については、次のリンクをご参照ください。

<https://www.ga.emb-japan.go.jp/files/100129491.pdf>

【参考リンク】

○赤道ギニア政府／保健省ホームページ

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

<https://guineasalud.org/>

○外務省海外安全ホームページ（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○在ガボン日本国大使館フェイスブック

<https://www.facebook.com/JapanEmbGabon/>

【本件問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email: amb.japon@lv.mofa.go.jp